

四国中央市地域医療再生基本構想策定業務 企画提案書作成要領

企画提案書（以下「提案書」という）は、下記の要領に基づいて作成すること。
なお、提案書各項目について選考の評価を行う。

1. 作成にあたっての留意事項

- (1) 提案書には、四国中央市地域医療再生基本構想策定業務企画提案書実施要領及び四国中央市地域医療再生基本構想策定業務仕様書（以下「仕様書」という）の内容を十分踏まえたうえで、提案上限価格の範囲内で行うことを前提として記載すること。
- (2) 用紙サイズはA4判を基本とし、ページ数の制限は設けないが、40分以内で説明すること。
- (3) 提案書は、紙媒体15部を提出すること。
- (4) 企画提案を評価する者が、特段の専門的な知識を有していなくても評価が可能な提案書を作成すること。なお、やむを得ず専門用語等を使用する場合には、一般用語を用いて脚注を付記するなど、職員が理解しやすいものとする。
- (5) 提案内容は、その考え方等について、文章、表、図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。
- (6) 第2次審査において、提案者名は公表しないため、企画提案書には提案者名を表記しないこと。審査結果通知書（第1次審査）にて、当市が指定する表記（例：○社、△社、□社、…等）を使うこと。

2. 価格提案に関する明細書作成に当たっての留意事項

- (1) 様式は任意とするが、仕様書の業務内容ごとに応じた額が分かる形式とし、その積算の内訳を明記すること。

四国中央市地域医療再生基本構想策定業務 評価基準

評価項目	評価の視点		配点
実績等評価	①	過去 10 年以内に国や自治体において同種又は類似の業務を請け負った実績を持ち、かつ、その業務内容が本業務に生かされることが期待できるか。	25
	②	担当者の人員配置や業務体制など、実施事業のための十分な体制がとれているか。	25
第 1 次評価点			50
企画提案書 評価	③	業務工程が具体的に設定され、スケジュールに妥当性があるか。	25
	④	医療関係の法令や国の制度等に対する理解力が高く、その趣旨及び目的に即した内容となっているか。	25
	⑤	本市の現状や特性を理解し、これまでの施策等の実施状況を踏まえた内容となっているか。	25
	⑥	ヒアリングやアンケートの実施手法について、実現性・妥当性のあるものになっているか。	25
	⑦	企画提案にアイデアや独自の提案はみられるか。	25
価格評価	⑧	最低提案価格を基準価格とし、点数を配分する。 価格評価点 = (基準価格 ÷ 各社提案価格) × 25 点 小数点以下四捨五入とする。	25
第 2 次評価点			150